

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令等の一部を改正する政令要綱

一 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例について、収入金額に算入することとされた金額等の円換算額は、国外転出に相当する事由その他の事由により相手国等に係る相手国居住者等でなくなった時における外国為替の売買相場により換算した金額とすることとする。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第4条の2関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 復興特別所得税に関する政令の一部改正（第2条関係）

復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例について、所要の規定の整備を行うこととする。（復興特別所得税に関する政令第13条関係）

三 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正（第3条関係）

過誤納金の還付金等に該当する支払金の指定について、所要の規定の整備を行うこととする。（国税収納金整理資金に関する法律施行令第2条関係）

四 施行期日

この政令は、平成31年4月1日から施行することとする。（附則関係）